別表第一三重県の項を次のように改める。

三重県	あやひかり（※）	日本麺の製造用
	さとのそら	日本麺の製造用
	農林六一号	日本麺の製造用
	タマイズミ	パン又は中華麺の製造用
	ニシノカオリ	パン又は中華麺の製造用
	ユメシホウ	パン又は中華麺の製造用

別表第一福岡県の項を次のように改める。

福岡県	シロガネコムギ	日本麺の製造用
	チクゴイズミ（※）	日本麺の製造用
	ニシホナミ（※）	日本麺の製造用
	ちくしW二号	パン又は中華麺の製造用
	ミナミノカオリ	パン又は中華麺の製造用

別表第一大分県の項の次に次のように加える。

宮崎県	チクゴイズミ（※）	日本麺の製造用

別表第二栃木県の項を次のように改める。

栃木県	アスカゴールデン	麦茶の製造用以外のもの
	サチホゴールデン	麦茶の製造用以外のもの
	スカイゴールデン	麦茶の製造用以外のもの
	とちのいぶき	麦茶の製造用以外のもの
	ミカモゴールデン	麦茶の製造用以外のもの

別表第二滋賀県の項中「ほうしゅん」を「サチホゴールデン」に改める。

別表第二福岡県の項及び佐賀県の項を次のように改める。

福岡県	しゅんれい	麦茶の製造用以外のもの
	ニシノホシ	麦茶の製造用以外のもの
	はるしずく	麦茶の製造用以外のもの
	はるみやび	麦茶の製造用以外のもの
	ほうしゅん	麦茶の製造用以外のもの
佐賀県	あまぎ二条	麦茶の製造用以外のもの
	煌二条	麦茶の製造用以外のもの
	サチホゴールデン	麦茶の製造用以外のもの
	白妙二条	麦茶の製造用以外のもの
	ニシノゴールド	麦茶の製造用以外のもの
	ニシノチカラ	麦茶の製造用以外のもの
	ニシノホシ	麦茶の製造用以外のもの
	ミハルゴールド	麦茶の製造用以外のもの

別表第二宮崎県の項を次のように改める。

宮崎県	キリニジョウ	麦茶の製造用以外のもの
	ニシノホシ	麦茶の製造用以外のもの
	はるしずく	麦茶の製造用以外のもの

別表第三岐阜県の項を次のように改める。

岐阜県	ファイバースノウ	麦茶の製造用以外のもの
	ミノリムギ	麦茶の製造用以外のもの
	さやかぜ	麦茶の製造用

別表第四埼玉県の項を次のように改める。

埼玉県	イチバンボシ	麦茶の製造用以外のもの
	もっちりぼし	麦茶の製造用以外のもの
	ユメサキボシ	麦茶の製造用以外のもの

別表第四愛媛県の項を次のように改める。

愛媛県	イチバンボシ	麦茶の製造用以外のもの
	ハルヒメボシ	麦茶の製造用以外のもの
	ヒノデハダカ	麦茶の製造用以外のもの
	マンネンボシ	麦茶の製造用以外のもの
	ユメサキボシ	麦茶の製造用以外のもの

別表第四長崎県の項を次のように改める。

長崎県	御島**稼**	麦茶の製造用以外のもの

附　則

この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、平成二十五年産の麦及びてん菜に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号の交付金又は同法第四条第一項の交付金（以下「交付金」という。）から適用するものとし、平成二十四年以前の年産の麦及びてん菜に係る交付金については、なお従前の例による。